

川俣都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔川俣都市計画区域マスタープラン〕



川俣の織物業の歴史を紹介している「おりもの展示館」

福 島 県

目 次

1 . 基本的項目	1
1) 対象区域	1
2) 目標年次	1
2 . 都市計画の目標	2
1) 都市の現状と課題	2
2) 都市づくりの理念	4
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ	6
4) 保全すべき環境や風土の特性	7
3 . 区域区分決定の有無	9
1) 区域区分の有無とその理由	9
4 . 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	10
1) 主要用途の配置方針	10
2) 土地利用の方針	10
5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	13
1) 交通施設	13
2) 下水道及び河川	14
6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	15
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	15
7 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	16
1) 基本方針	16
2) 主要な公園緑地の配置方針	16
3) 実現のための具体の都市計画制度方針	17

1. 基本的項目

1) 対象区域

本区域は、川俣町の行政区域の一部、約1,940haにより構成される。

区分	市町村	範囲	規模
川俣都市計画区域	伊達郡川俣町	行政区域の一部	約1,940ha
合計	1町		約1,940ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成12年度を基準とし概ね20年後の平成32年を目標年次とする。

ただし、以下の都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき事項については、10年後の平成22年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・ 都市的土地利用の規模
- ・ 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・ 主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

広域的視点から見た現状と課題

本区域を構成する川俣町は、古くから養蚕、絹織物の町として栄えてきた歴史があり、また、交通の要衝地、周辺地域の商業の中心地として市街地が発達してきた。

川俣町は、通勤・通学等をはじめとして、福島市との結びつきが強くなっている。また、救急医療や文化施設の利用面でも、福島市などの都市に依存する傾向にある。このため、福島市とのアクセス性を強化していく必要がある。

一方、川俣町の中心市街地は、伊達郡南部の中心地として、周辺町村住民の日常生活を支援する役割を担っていることから、隣接する地域とのアクセス性についても強化していく必要がある。

土地利用に関する現状と課題

本区域は、平地部が少ない地形であるため、住宅地の確保が困難な状況にある。そのため、用途地域内にある多くの遊休地や未利用地の活用が必要である。

中心市街地では、中心商店街衰退に伴う空き店舗の顕在化といった状況が見られ、商業等の機能低下が現れているため、地域住民の日常生活の利便性を確保するためにも、にぎわいのある中心市街地の活性化を図る必要がある。また、地場産業をはじめとした工場等が混在していることから、既設の工業団地への町内企業の誘致等を促進しながら、中心市街地の有効な土地利用を検討する必要がある。

市街地周辺の丘陵地については、市街地に近接する良好な緑地と位置づけ、積極的に保全し、市街地の整備に際しては、優良な農地を保全し、都市と農村の健全な調和を図るとともに、環境保全や水源涵養に配慮した自然環境との共生が必要である。

都市施設に関する現状と課題

交通施設については、中心市街地内の都市計画道路の整備率が低いこと、狭隘な道路や歩道の未整備箇所が見られる。このため、都市計画道路の整備により、市街地内の狭隘な道路の解消や、歩行者等にとって安全に移動できる交通環境を実現していく必要がある。

下水道については、河川や水路で生活排水による水質汚染が見られるため、下水道・合併処理浄化槽などの整備を推進することが必要である。

河川については、一級河川広瀬川等の自然環境を保全しつつ、市街地を流れる身近な親水空間として、積極的に保全を図る必要がある。

公園緑地については、住宅地で不足していることから、歩いて行ける公園や緑地を整備し、日常的なレクリエーション空間の創出を図る必要がある。

都市施設の整備にあたっては、高齢者・身体障害者等の移動の円滑化などへの対応に加えて、誰でも使いやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりが必要である。

市街地開発事業に関する現状と課題

本区域では、市街地開発事業を実施していない。しかし、人口減少に歯止めをかけていくため、中心市街地の空き地を有効活用した住宅の供給等を行う必要がある。また、中心市街地の活性化に向けて、街路の拡幅整備や遊休地を利用した公園の整備等により、安全性の向上とともに、豊富な自然環境・歴史的資源を活かした魅力づくりに取り組む必要がある。

自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域は、阿武隈高地西斜面の丘陵地帯に位置し、周辺を山々に囲まれた、自然を身近に感じることのできる地域である。

このため、阿武隈高地の斜面緑地など優れた自然環境の保全に努めながら、川俣町ならではの魅力ある資源として活用を図る必要がある。

農地は、相馬郡境に連なる北部阿武隈の秀麗な花塚山(918m)、高太石山(836m)から西に走る斜面に小規模な耕地が点在している。地域資源を生かした農業生産力を維持するため、優良な農地の確保と整備を図るとともに、農地の持つ洪水防止、水資源のかん養などの多面的な機能を維持するため、適正な保全と管理を図る必要がある。

また、市街地においても、自然環境への負荷の軽減や動植物等の生態系に配慮したまちづくりを進め、必要に応じて建築物の高さを制限するなど、豊かな自然景観、良好な街並み景観の維持、形成の検討を行う必要がある。



自然に親しむことができる「峠の森自然公園」

2) 都市づくりの理念

基本理念

「にぎわいと快適な暮らしのある絹のまち」

にぎわいのある都市づくり

伊達郡南部の中心都市として商業業務機能、公共サービス機能などが集積し、子供からお年寄りまで人が集まるにぎわいのある都市づくり

快適な生活都市づくり

伊達郡南部の中心都市として周辺の町村から羨ましがられる豊かな自然環境と調和した快適な居住環境を備えた快適な都市づくり

絹の里として歴史・文化を活かした都市づくり

かつて隆盛を極めた養蚕の歴史や、絹織物の生産で培った文化を活かし、絹の里として差別化し本区域の内外にPRしていく都市づくり



花塚山から川俣の市街を望む

大規模な地形の形質変更に対する考え方

川俣町の市街地は、周りを山々に囲まれており、大規模な地形の形質変更は難しい。特に人口や産業経済の伸びが鈍化している状況下では、基本的に大規模な地形の形質変更は行わない。

隣接市町村との空間的結びつきの考え方

川俣町には古くから交通の要衝として、また、周辺地域の商業の中心地として栄えてきた歴史がある。現在でも数々の祭りやイベントが開催され、多くの人々が訪れる町であり、スポーツや文化活動を通じて他地域との交流が盛んに行われている。

活気あふれる川俣町にするためには、こうした他地域との交流の機会を一層充実させるとともに、既存市街地の商店街活性化、鶴沢地区の沿道型商業施設の集積をはじめ、道の駅や川俣町体育館、合宿所（とれんぴあ）等を有効に活用し、交流人口の拡大を図る。

自然環境の保全に対する価値観

川俣町には多くの自然が残っている。のどかな田園風景や山々、町中を流れる一級河川広瀬川等、これらの緑・水等の自然環境は町民の心の拠り所であり、町の財産でもある。これらを次世代に引き継いでいくことは、まちづくりの基本であり、町民・企業・行政が一体となって、これらの自然環境を大切に保全していく。

人口配置の考え方

人口配置については、中心市街地内の商業・業務等の集積と合わせて、未利用地や遊休地を中心に配置する。魅力があり、利便性の高い中心市街地が形成された後、用途地域内に計画的に配置する。

市街地の適正規模に関する考え方

住居系市街地については、将来においても大幅な人口増加は見込めない。また、工業用地や商業用地についても、景気の低迷を反映して新たな需要は見込まれない。

このため、公園や緑地等のゆとりある空間を創出しながら、産業用地の土地利用転換も含め未利用地の活用を優先的に行い、現在の市街地の規模の維持に努める。

農地・農業に関する考え方

農地は、生産供給の場であるとともに、景観形成、緑や防災空間の提供などの多面的な役割を担っている。本区域の農地規模は小さいものの、良質な農産物、特産品を生産しており、本区域の個性あるまちづくりを行っていく上で欠くことのできない貴重な資源である。

このことから、無秩序な市街化を行わないものとし、優良な農地の保全を図るものとする。

土地利用整序の考え方

土地利用の整序についての考え方は、まず吸引力を失っている中心市街地を再生し、中心市街地を基本に土地利用を展開していく。

中心市街地は、役場を中心とした業務系土地利用を創出し、中丁鉄砲町線（旧一般国道 349 号）沿道の商業施設と連携した魅力ある都市拠点を形成することである。そのためには、狭隘な道路の拡幅、木造建築物の耐火構造物への転換を図りつつ、安全な市街地の形成を図る。

都市防災（市民のリスク分担）の考え方

阿武隈高地は地盤が強固であり、地震に対しては比較的安全であると言われているが、町内には老朽化した木造住宅の密集地区や防災上問題のある狭隘な道路、耐震性等の劣る公共施設などがあり、防災的観点から見て多くの課題がある。こうした防災上の課題を解決するとともに、交通安全、防災等の日常生活における町民の意識を高め、安全で快適なまちを実現するために、町民・企業・行政が一体となり、災害に強いまちづくりに取り組む。

また、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、IT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワーク構築等との連携について検討する。

都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

都市の骨格を形成する一般国道 114 号及び 349 号の機能強化を図りながら、東西南北の交通軸を形成する。次いで、中心市街地を形成している各都市計画道路の整備を促進すると共に、下水道や公園、河川等の都市基盤を整備する。

さらに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

3) 当該都市計画区域の広域的な位置づけ

かつて生糸や絹織物の取引が行われ、絹の里として栄えていたが、現在でも近隣町村の中心都市として活性化が期待されている。平成 8 年には中山工業団地も造成し、職場の確保に努めており、職住近接が可能な基盤は整ってきている。今後は、こうした取り組みを活かすためにも、中心市街地の活性化を図り、絹の里としての知名度を活かして、商工住機能の整った伊達郡南部の中心的都市として位置づける。

4) 保全すべき環境や風土の特性

気象・気候

年間平均気温は12 前後であるが、最高気温は36 を超える一方、最低気温はマイナス9 位まで下がり、寒暖の差が大きい。

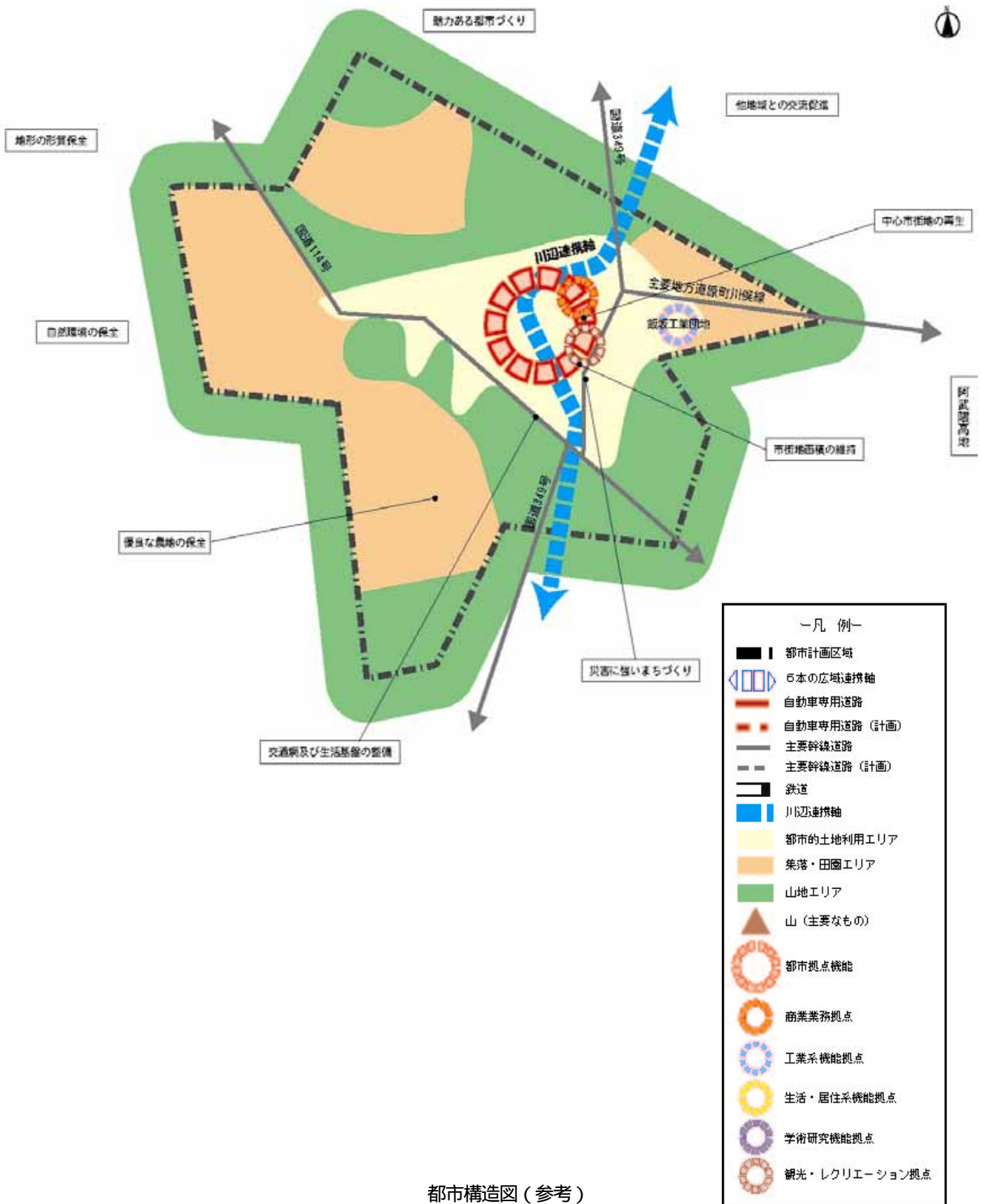
地理・地形

本区域には、多くの自然が残っており、のどかな田園風景や山々、街中を流れる一級河川広瀬川など、これらの緑・水などの自然環境を保全していく。

相馬郡境に連なる北部阿武隈の山並みには、秀麗な花塚山(918m)、高太石山(836m)がそびえ、尾根から西に走る斜面に耕地がある。これらは、地域を特徴づける重要な要素となっており、後世に継承すべき財産と位置づけ、適正に保全することとする。

耕地は一級河川広瀬川や口太川、女神川の流域にまとまっているほかは、山間をぬう傾斜地に多く、標高500m以上の高冷地もある。

古くから養蚕、絹織物の町として栄えてきた歴史があり、今なお「蔵」や「鋸屋根の工場」を見ることが出来る。また、春日神社、常泉寺、河股城趾、薬師堂などの史跡や文化財も多く、これらの歴史的資源を大切に保全していく。



都市構造図(参考)

3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

区域区分の有無

本区域では、区域区分を定めない。

判断理由

本区域では、用途地域や特別用途地区の指定により、適正な土地利用を誘導し、秩序ある都市の形成を図ってきた。

近年、人口は減少しており、宅地開発事業等の需要は小さくなっていることから、無秩序な市街化がされる可能性は低いと考えられる。

一方、市街地の周辺には丘陵地や優良な農地が広がり、豊かな自然環境を有しているが、森林法や農業振興地域の整備に関する法律等により、丘陵地や優良な農地等が保全できるものと考えられる。

以上の理由により、川俣都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

業務地

町役場や中央公民館、郵便局の集積している地区を業務地として位置づけ、商業地と共に都市集積を図る。また、一般国道114号沿いの鶴沢地区を流通業務地と位置づける。

商業地

旧一般国道349号沿線の中心市街地においては、町の商業の拠点として、遊休地の活用や都市計画道路の整備とあわせて都市機能の更新・再整備を促進し、魅力ある中心商業地の形成を図る。また、道の駅と一体的な沿道型商業施設の集積を図る。

工業地

中山工業団地及び西部工業団地を工業地と位置づける。中山工業団地は、町内企業の移転のための用地として、西部工業団地は、町内外からの企業誘致を図るための用地として、需要動向にあわせて整備を進める。

住宅地

中心市街地の既存住宅地については、細街路の拡幅、遊休地を利用した小公園の整備などにより、防災性の向上と居住環境の改善を図り、安価で良質な住宅地の供給を促進する。

また、鶴沢地区の田園居住地区については、良好な田園環境を保全しつつ、計画的な面開発により都市基盤を整備し、良好な住宅地の形成を図る。

2) 土地利用の方針

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既成市街地では、住宅と作業場等が混在する地区がみられるが、作業場等が住宅との併用が多く、基本的に住環境に著しく悪影響を及ぼさない限り用途の混在を許容していくものとする。

居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地や用途地域内の遊休地や未利用地を活用し、狭隘な道路の拡幅や公園・緑地などの都市基盤整備を行いつつ、地区計画等の導入を検討し良好な住宅地の整備に努める。また、中心市街地にある木造密集家屋については、建て替えの際、防火性の高い建物へ誘導し、防災に強い市街地の形成を目指す。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域に都市公園は、総合公園があるだけであり、住民の身近な公園や緑地が不足していることから、遊休地や未利用地を活用した公園、緑地の整備に努める。また、用途地域内には、田畑や社寺等も多く残っており、歴史ある緑や田園風景が広がる市街地を形成しており、市街化にあたってはこれらの歴史ある緑や田園風景との調和に配慮し、適正な維持に努める。

優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地や生産性の高い集団農地については、今後も優良な農地として保全するものとする。

また、本区域においては、今後の市街地拡大は見込まれない。地形条件上、市街地内に広場を確保することが難しく、公園も少ない状況にある。このため、用途地域外の地域については、無秩序な土地利用を防止し、自然環境の保全や、貴重な広場を確保する観点からも、優良な農地を保全する。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域は、用途地域の周辺が山林となっており、現在の市街地を形成している地域を拡大することは、災害の発生につながる恐れがあるので、災害防止の観点からも市街化の拡大の抑制に努める。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

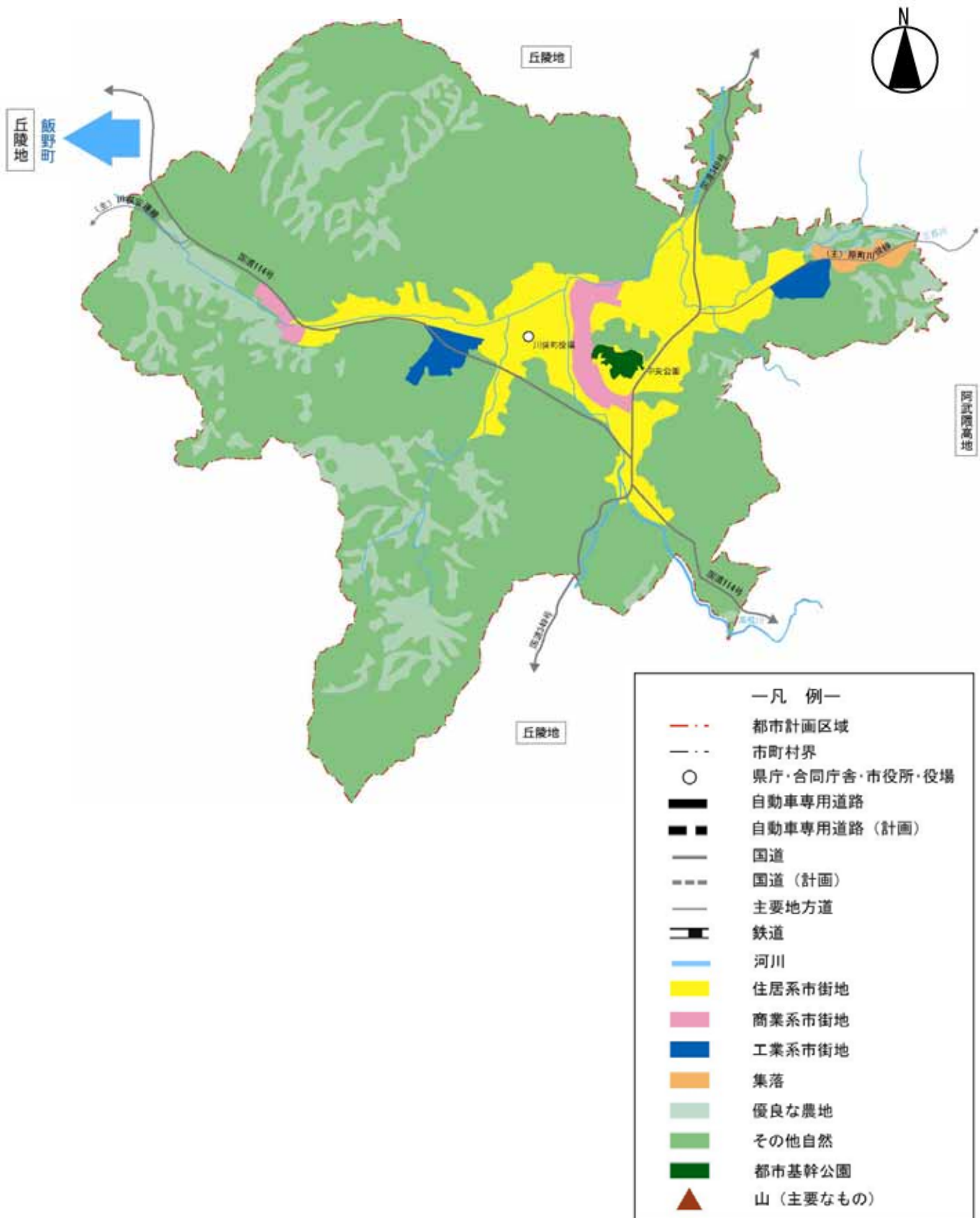
本区域東部にある阿武隈高地の良好な自然環境の保全を図る。また、市街地周辺の山林や田畑については、都市的土地利用との調整を図りながら自然環境の保全を図る。さらに市街地内の遊休農地を利用した森林環境の回復などにより、良好な自然環境の保全・創出に努めるとともに、生産性の高い集団農地をはじめとして、今後も優良な農地の保全を図るものとする。

一級河川広瀬川については、水質の浄化を図りながら、水辺生物の生息や都市環境にうるおいを与える自然環境と位置づけ、その保全・活用に努める。

計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。

また、用途地域外の集落地については、自然に囲まれた環境の保全に配慮し、地域コミュニティの維持が可能となるよう基盤整備を進めるとともに、適切な土地利用の規制・誘導を図ることとする。



土地利用方針図 (参考)

5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

本区域における都市の骨格を形成する交通軸としては、主要幹線道路として一般国道 114 号、349 号があり、それぞれの機能強化を図りながら、東西南北の交通動線の形成を図る。

市街地内の幹線道路は、各々の機能に応じた道路の段階的構成を図り、バス等の公共交通機関と連携し、効率の良い道路ネットワークの確立を図る。また、高齢社会及び環境重視社会へ対応し、歩行者や自転車等にやさしく、安全性の高い交通環境の整備を行うものとし、広幅員歩道の整備、ユニバーサルデザインの導入等に十分配慮する。

イ. 整備水準の目標

都市計画道路については、本区域の交通体系の整備上骨格をなすため、全区間の早期完成を目指す。

街路整備に際しては、都市の基盤的な施設であるため、ゆとりと潤いに配慮した空間の確保を目指す。

主要な施設の配置方針

道路種別	配置の方針
主要幹線道路	本区域の骨格であり、広域の都市圏と本区域を結ぶ、一般国道 114 号、349 号を主要幹線道路として位置づける。
都市幹線道路	幹線道路として、都市計画道路を中心に位置づける。
	補助幹線道路としては、町内の一級町道などを、地区と地区とを結び、町民の生活利便性を高める道路として位置づける。

2) 下水道及び河川

基本方針

川俣町の中心を流れる一級河川広瀬川は下流域の水源になっているにもかかわらず水質の悪化が著しく、水質の改善は重要な課題となっている。水質悪化の原因は、生活雑排水の流入によるものが大きく、下水道あるいは合併処理浄化槽など、適正な下水処理方策の検討を行い、水質の保全、生活環境の改善に努める。

主要な施設の配置方針

ア.下水道

公共下水道整備の早期着手を実現するため、公共下水道整備に向けた調査研究を実施し、公共下水道整備基本計画の早期策定を図る。

公共下水道整備基本計画区域外については、快適な農村生活環境を確保するため、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置等との役割分担のもとに、下水道施設の普及率の向上を図る。

イ.河川

一級河川広瀬川周辺に河川公園の整備を行うと共に、水質浄化を推進し、良好な河川景観・環境の保全を図る。

6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

今後の市街地開発事業は、狭隘な道路が残り木造建物が密集する防災上問題がある既成市街地や、残存農地が介在する進行市街地において、公共施設の整備、防災性の向上及び土地の有効利用に寄与する事業を促進する。また、事業手法の選定にあたっては、民間の開発の誘導も検討するものとする。

7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備及び保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に際しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

阿武隈高地の緑豊かな山々に取り囲まれた川俣町の自然を保全していくために、特に保全に力を入れていく地域として、「標高 300m 以上」の地域を保全緑地として指定し、その保全に努める。さらに、その周辺の土地利用の現況を勘案し、保全すべき緑地を設定する。

周囲の緑とあわせて、環境面で重要な要素である一級河川広瀬川とその周辺の景観を守り、また回復させるために、住民・企業・行政の協力のもと、景観条例等の制定を視野に入れながらなど、その保全の手法について検討を進める。

また、必要に応じて建築物等の高さ制限などにより、良好な街並み景観、豊かな自然景観の維持、創造を図ることを基本とする。

緑地の確保目標水準

緑地については、公園の整備拡充とともに、河川、樹林及び農地等を保全し、緑と水辺を連携することで潤いを感じるような水と緑のネットワーク化を目指す。

2) 主要な公園緑地の配置方針

本区域内の主要な緑地の配置については、以下の方針をもとに整備・保全を進める。

環境保全システムの配置方針

一級河川広瀬川の河岸整備や水質の浄化など、豊かな自然環境を町民が身近に享受できるよう、親水ゾーンや景観保全ゾーンを設定して整備を進める。

標高 300m 以上の地域を保全緑地として指定し、自然環境の保全に努める。

レクリエーションシステムの配置方針

町内の緑豊かな多くの自然を活用・保全し、身近な緑地空間を創出する。

中央公園周辺の整備を行うと共に、中心市街地の遊休地を活用した身近な公園や緑地等の整備を検討し、ゆとりの空間を形成する。

防災システムの配置方針

一級河川広瀬川の河岸整備や市街地内の公園・緑地等とのネットワーク化を図り、市街地内の緑地空間の整備を検討する。

景観構成システムの配置方針

住宅の庭や道路沿いに特定の花や植物を植えて統一感のある景観を形成する。

春日神社、常泉寺、河股城趾など歴史的に価値の高い建物や緑地の景観を保全する。

一級河川広瀬川については、河川公園や親水空間の整備を行いつつ、市街地と調和の取れた河川景観を創出する。

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

ア.公園緑地等の施設緑地

中心市街地については、未利用地や遊休地等を活用して、人口規模、誘致圏などを考慮し、遊休地を活用した街区公園や近隣公園等の計画的な配置を行う。

イ.景観条例

市街地内の良好な景観や環境を保全していくために、住民・企業・行政の協力のもと、景観条例等の制定を視野に入れながら、その保全の手法について検討を進める。